**農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書**

令和　　　年　　　月　　　日

**本 庄 市 農 業 委 員 会 長　　様**

譲受人・借受人　氏名

（電話番号）

譲渡人・貸付人　氏名

（電話番号）

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定・移転したいので、農地法第５条第１項第６号の規定によって届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　当事者の氏名、住所 | 当事者の別 | 氏　　　名 | | | 住　　　　所 | | | | |
| 譲　受　人  借　受　人 |  | | |  | | | | |
| 譲　渡　人  貸　付　人 |  | | |  | | | | |
| ２　土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名 | 土地の所在 | | | 地 番 | 地 目  面 積 | | ㎡ | 土地所有者氏名 | 耕作者氏名 |
| 登記簿 | 現　況 |
|  | | |  |  |  | ㎡ |  |  |
|  | | |  |  |  | ㎡ |  |  |
|  | | |  |  |  | ㎡ |  |  |
|  | | |  |  |  |  |  |  |
| 計　　　　　　　　㎡（田　　　　㎡　　畑　　　　㎡　　採草放牧地　　　　㎡） | | | | | | | | |
| ３　権利を設定・移転しようとする契約の内容 | 権利の種類 | | 権利の設定・移転の別 | | 権利の設定・移転の時期 | | | 権利の存続期間 | その他 |
|  | | 設定・移転 | |  | | |  |  |
| ４　転用計画 | 転用の目的 | |  | | | | | | |
| 転用の時期 | | 工事着工時期 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | |
| 工事完了時期 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | |
| 転用の目的に係る事業又は施設の概要 | | | |  | | | | |
| ５　転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要 | なし。尚、申請人は、転用するまでの間は、付近に被害を及ぼさないよう、責任をもって土地の管理を行う。 | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| **受　　理　　通　　知　　書**  第　　　　　　　　号  令和　　　年　　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本 庄 市 農 業 委 員 会 長  　上記による届出については、これを受理し、令和　　　年　　　月　　日にその効力が生じたので、農地法施行令第１０条第２項の規定により通知する。 |

（記載注意）

1. 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
2. 譲渡人が２人以上である場合等には、様式例４－４（記載要領）３に準ずる。
3. 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

（添付書類）

1. 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
2. 届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面
3. 届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面
4. 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合には、規則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面

（本人確認に係る留意事項）

1. 申出者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

　健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

1. 上記１以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。

　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち２つの写し

1. 申出者が法人の場合は、上記添付資料１の登記事項証明書等により確認します。
2. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。